

産業医の職務

1 総括管理

総括管理は、健康管理、作業管理、作業環境管理、労働衛生教育が、事業場で適切に展開されるために必要な、労働衛生管理体制の構築、労働衛生関係諸規程の整備、年間計画の策定など、労働衛生管理の基盤整備に関わる職務である。併せて、経営者層、管理者層、一般従業員などそれぞれの層が、労働衛生に関する認識と知識、技能を整えることによって、事業場における労働衛生管理の基礎が確立される。

法的要請として、「職場巡視」や「衛生委員会への参加」などもあるが、自律的な安全衛生管理を推進するため労働安全衛生マネジメントシステムの構築・活用が推奨されていることを考慮し、継続的改善の仕組み、すなわち P D C A サイクル (Plan-Do-Check-Act) の流れに沿う形で職務を整理した。すなわち「労働衛生に関する基本方針の策定」、「事業場の状況把握」、「労働衛生目標の設定」、「労働衛生計画の策定」、「労働衛生計画の実施および実施状況のモニター」、「労働衛生目標の達成状況の評価」および「労働衛生活動全般の見直し」を基本とし、さらに実施のための必要事項として「労働衛生管理体制の整備」、「衛生委員会等への参画」、「労働衛生関連法令の遵守」、「工程・設備等の導入・変更時の管理」、「健康障害の原因調査と対策」、「緊急事態への対応」および「労働衛生の記録や関連情報の管理」を取り上げた。

また「安全・環境活動への貢献」と「外部諸機関との連携」の項目を挙げ、事業場内の労働衛生管理体制と関係部門や外部諸機関との連携を総括管理の一部として含めた。

(1) 労働衛生に関する基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 労働衛生に関する基本方針の策定に関する助言・指導
(2) 事業場の状況把握 (職場巡視を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 定期・不定期の職場巡視に関する職務 作業状態や作業の変化、衛生状態、労働者の健康状態、職場のストレスの状況等の把握 会社の諸制度、経営状況等の把握
(3) 労働衛生目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> 事業場の状況に基づく、現実的かつ有効な労働衛生目標の設定に関する助言・指導
(4) 労働衛生計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理、作業管理、作業環境管理、労働衛生教育その他の労働衛生活動を統合した労働衛生管理の年間計画および中長期計画の策定に関する助言・指導 心の健康づくり等の個別テーマに係る計画策定に関する助言・指導 労働衛生予算の策定、費用 便益の分析などに関する助言・指導

(5) 労働衛生計画の実施と実施状況のモニター	<ul style="list-style-type: none"> 労働衛生管理体制、目標、計画、その他労働衛生活動推進に必要な事項の周知に関する助言・指導 労働衛生計画の実施と実施状況のモニターおよび計画の達成が困難な場合等の見直しに関する職務
(6) 労働衛生目標の達成状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> 労働衛生目標の達成状況の評価に関する職務 労働衛生目標が未達成の場合の原因調査に関する職務
(7) 労働衛生活動の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 労働衛生活動の内部監査の実施方法、監査基準に関する専門的助言・指導 労働衛生管理体制および活動内容の見直しに関する助言・指導
(8) 労働衛生管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業場の業種・規模・作業に応じた労働衛生管理体制の整備、資格者の充足についての助言・指導 ラインと産業保健スタッフの労働衛生管理業務の分担に関する助言・指導 健康保持増進対策、メンタルヘルスケアなどの個別テーマに係る体制づくりに関する職務 産業保健スタッフのチーム活動への参画および助言・指導 産業保健スタッフの育成に関する職務 規程類の構成、個別規程等の作成、その実効性の調査などに関する助言・指導
(9) 衛生委員会等への参画	<ul style="list-style-type: none"> 衛生委員会その他労働衛生管理の推進に必要な会議等の設置、改廃に関する助言・指導 衛生委員会・安全衛生委員会への構成員としての出席および意見具申 健康保持増進専門委員会の活動推進に関する職務
(10) 労働衛生関連法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 労働衛生関連法令の遵守状況の確認に関する助言・指導 法令に従った届出、報告等の点検・確認に関する職務 労働衛生関連法令の制定および諸通達の公表ならびにこれらの改正に関する情報提供と対応に関する助言・指導 査察時の対応、行政指導・勧告等への対処に関する職務
(11) 工程・設備の導入・変更時等の管理	<ul style="list-style-type: none"> 工程・整備等の導入・変更によって発生する健康リスクレベルの評価および対応に関する助言・指導 変更によって発生する適用法令の遵守に関する助言・指導 機械、設備等の点検、修理等の非定常作業における健康障害防止に関する助言・指導
(12) 健康障害の原因調査と再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 発生した健康障害の原因および業務起因性の調査に関する職務 健康障害の原因調査の結果に基づく、再発防止のための労働衛生管理の改善の助言・指導

(13) 緊急事態への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態（労働災害、事故、火災、感染症流行、自然災害、テロ等）への対応計画策定、備品等の整備および訓練に関する助言・指導 ・ 緊急事態における地域医療システムとの連携に関する職務
(14) 労働衛生活動の記録や関連情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人健康情報を含む労働衛生活動の記録の適切な管理（使用、保管、破棄）に関する職務 ・ 労働衛生関連情報の適切な収集、提供、使用、保管、破棄に関する職務 ・ 労働者のプライバシーの保護に関する助言・指導
(15) 安全・環境活動への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒューマンファクターの側面や化学物質管理等に関する安全管理への専門的助言 ・ 地域環境および地球環境に対する管理活動への専門的助言 ・ 安全管理、環境管理の計画と労働衛生計画の整合性に関する助言・指導
(16) 外部諸機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業保健推進センター、地域産業保健センター、健康診断機関、作業環境測定機関、大学、医師会、労働基準協会等の労働衛生関連機関との連携に関する職務 ・ 地域医療機関との連携に関する職務 ・ 日本産業衛生学会等の関連専門学会を通じた、専門技術情報や事例の収集と事業場へのフィードバック

2 健康管理

健康管理は、健康診断、面接指導、健康測定等により労働者の健康状態を把握し、作業環境や作業との関連を検討することにより、職場要因による健康影響を最小限にとどめ、職業性疾病の未然防止を図るとともに作業関連疾患の発病や増悪を防止し、さらには生活習慣病の予防と管理を目指すことが必要である。

健康管理の具体的な進め方としては、健康診断、面接指導、健康測定等の結果に基づき、作業環境や作業方法などの改善を含む事後措置、保健指導、健康教育などによる一次予防を含めた対策を進めることが重要である。

健康診断に関連する産業医の職務は多様であり、量も多いが、ここでは、法定、法定外の健康診断を一括して記載することとし、「健康診断の実施」および「健康診断事後措置・保健指導等」としてまとめた。

また、前記の基本的な健康管理に関する職務のほか、「メンタルヘルスケア」、「健康保持増進対策」などの職務を列挙した。

臨床経験の多い産業医がその能力を十分発揮し健康管理の充実が図られるよう配慮した。

(1) 健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断の企画・立案に関する助言・指導と健康診断の実施 ・ 法定の一般健康診断および特殊健康診断のみならず法定外の行政指導による健康診断などに関する職務 ・ 雇用形態、労働態様等に注目した上記以外の健康診断の実施 ・ 健康診断機関を利用する場合は適切な健康診断機関の選定、連携等に関する職務
(2) 健康診断事後措置・保健指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断事後措置に関する職務 ・ 健康管理区分の決定、就業上の措置（就業制限・要休業）に係る意見提示、結果報告などに関する職務 ・ 健康診断結果に基づく保健指導 ・ 深夜業の自発的健康診断および二次健康診断等給付に関する職務 ・ 健康診断結果に基づき、事業者の健康配慮義務の遂行の支援に関する職務
(3) 作業関連疾患の予防および療養指導・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業関連疾患の概念の周知に関する職務 ・ 作業関連疾患の予防および病態悪化防止のための助言・指導および管理
(4) 生活習慣病の予防、療養指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病の予防に関する職務 ・ 生活習慣病に係る療養指導、医療機関の紹介等の職務 ・ 生活習慣病に係る医療機関および主治医との連携に関する職務
(5) 面接指導等過重労働による健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間労働者等に対する面接指導 ・ 面接指導の結果に基づく事後措置に関する助言・指導 ・ 事業場における健康管理に関する助言・指導

<p>(6) メンタルヘルスケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレス対策およびストレス関連疾患のケアに関する助言・指導 ・ 労働者、ラインおよび産業保健スタッフに対するメンタルヘルスケアに関する助言・指導 ・ 長時間労働者等に対する面接指導 ・ うつ病を含めた精神疾患に関する療養指導、専門医との連携および就業上の配慮に関する職務 ・ メンタルヘルスケアに関する職場復帰の支援 ・ 発症または再発の防止のための助言・指導
<p>(7) 感染症、食中毒等対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種々の感染症、食中毒および寄生虫症に対する予防的措置、発症者対応および蔓延防止に関する職務 ・ 給食に伴う食中毒などの予防に関する職務 ・ 海外拠点のある企業、国際的な事業に関わる企業における健康管理および罹患者管理に関する職務
<p>(8) 救急処置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急備品の整備、救急対応訓練等の準備に関する職務 ・ 事業場内で発生した事例に対する救急診療、救急処置対応
<p>(9) 職場復帰の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場復帰に関する当該労働者の意思および主治医の意見の把握 ・ 職場復帰時の当該労働者の状態、環境等に関する情報の収集と評価 ・ 人事労務担当者、上司との連携等の職務 ・ 職場復帰の可否の判断、就労条件、作業環境等に関する助言・指導 ・ 職場復帰後の経過観察等の職務
<p>(10) 健康保持増進対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の健康保持増進を図る活動に関する職務 ・ 健康測定ならびに運動指導、保健指導、心理相談および栄養相談を専門スタッフとの連携の下に実施する健康保持増進措置に関する職務
<p>(11) 健康相談・面談等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康に関する相談対応 ・ 専門医の紹介、事業場内産業保健スタッフによる対応に関する指導・助言
<p>(12) 労働者の特性に応じた健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高年齢労働者の健康管理 ・ 女性労働者の健康管理 ・ 派遣労働者の健康管理 ・ 障害者の健康管理 ・ 海外派遣労働者および外国人労働者の健康管理
<p>(13) 健康管理システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT化に対応した健康管理システムの構築に関する職務 ・ 健康管理システムを活用した健康管理情報の活用に関する職務 ・ 健康管理統計資料の作成に関する助言・指導

3 作業管理

作業管理については、高気圧作業をはじめ、VDT (Visual-Display-Terminals) 作業、振動工具取扱い作業、重量物取扱い作業など、一連続作業時間や一日作業時間、作業姿勢、作業方法などについて対策を講じることが必要な作業は多数ある。これらの職務は、健康管理の場合と同様に、「有害作業の点検と日常管理」、「有害な作業方法の改善」などとして取りまとめた。

各種の労働衛生保護具は、有害な作業環境に対応して使用されるものであるが、作業する際に使用するので、作業管理の中で取り扱うこととし「保護具等の管理」とした。

業界における対象職場の分布が広く、労働者が多数で、重視しなければならない対策（「過重労働による健康障害防止のための作業管理」、「作業関連疾患の作業管理」）については、個別の職務として取り上げ列挙した。

さらに、作業の改善に関する職務、積極的職務についても注目し、「労働時間等の労働条件改善」「作業方法の快適化」を取り上げた。

<p>(1) 有害作業の点検と日常管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動工具取扱い作業、重量物取扱い作業、高気圧作業等の有害作業について、一連続作業時間や一日作業時間、作業姿勢、作業方法などの点検と日常管理に関する助言・指導 ・ 作業実態の把握の方法についての助言、作業指針や作業標準の作成などについての助言・指導
<p>(2) 有害な作業方法の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道工具や作業台の改善、助力装置や自動化の導入などの作業方法の改善についての問題点の指摘、改善の優先順位、改善方法の評価などに関する助言・指導
<p>(3) 保護具等の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防じんマスク、防毒マスク、保護衣、保護手袋、耳栓などの各種労働衛生保護具の選定、使用、管理に関する助言・指導 ・ 保護具の労働生理的負担（例えば、防毒マスクの呼吸機能への負担）についての助言・指導
<p>(4) 過重労働による健康障害の防止のための作業管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間労働対策を主眼とする作業管理等に関する助言・指導 ・ 労働時間の把握やストレス調査に基づく労働負荷の適正化のための人事労務および職場との連携による助言・指導
<p>(5) 作業関連疾患の作業管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼吸器疾患、高血圧症、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、精神障害などの作業関連疾患の予防のための作業による身体的過負荷、精神的過負荷の解消に関する助言・指導 ・ 作業による負荷の調査の実施または当該調査に関する助言・指導
<p>(6) 労働時間等の労働条件の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業強度・負荷に応じた休憩時間等の設定、交替制勤務体制の変更など、労働条件の改善に関する助言・指導 ・ 労働生理学、人間工学、産業心理学等の専門的立場からの助言・指導
<p>(7) 作業方法の快適化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な負荷で、心身の能力を十分発揮でき、快適な職場を形成するために、働きやすいように職務設計をする職務またはその業務に関する助言・指導 ・ 作業分析、作業負荷の調査などについての助言・指導

4 作業環境管理

作業環境管理は、職場環境に存在する有害要因に起因する健康障害リスクを評価し、リスクの排除または適切な制御を行うことによって、労働者の健康を保持するための活動である。ここでは作業環境管理対策を有害要因のリスクマネジメントの考え方に従った項目で分類して、作業環境管理対策の流れが明確になるように整理した。

すなわち、有害性に関する「情報の管理」については、化学的因子（化学物質・粉じん等）と物理的因子とに分け、その上で、「作業環境測定および個人ばく露量の測定等の実施・評価」、「作業環境要因による健康障害リスクの評価」、「作業環境の改善」および「環境対策設備等の維持管理」に職務を分類した。

対策手法が異なる酸素欠乏症等の防止対策については「酸素欠乏症等の危険作業の管理」として、また基礎的な職務である気積、換気、温湿度、採光・照明などの一般職場環境の測定・改善に関する職務および職場の禁煙化、分煙化に関する職務は「一般環境等の衛生管理」として、それぞれ一つの職務とした。

作業環境に関する積極的職務についても「作業環境の快適化」として取り上げた。

生物学的モニタリングは作業管理、健康管理にも用いられるがここで取り上げた。

<p>(1) 化学的因子（化学物質・粉じん等）に関する情報の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場での化学物質の使用状況、管理状況の把握に関する職務 ・ M S D S（Material-Safety-Data-Sheet）等により、事業場で使用する化学物質の有害性情報の収集に関する職務 ・ M S D S等の有害性情報を事業場の実状に応じて活用するための助言・指導 ・ 粉じんや線維状物質を含む成分等調査に関する職務 ・ 新材料、新製品の導入時における有害性の把握と対応に関する職務
<p>(2) 物理的因子に関する情報の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温・低温、騒音、振動、電離放射線等の事業場に存在する有害エネルギーの把握に関する職務 ・ 物理的因子の健康影響等に関する情報収集に関する職務 ・ 収集した情報を事業場の実状に応じて活用するための助言・指導
<p>(3) 作業環境測定および個人ばく露量の測定等の実施・評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業環境測定や個人ばく露量の測定の実施に関する助言・指導 ・ 特殊健康診断時の生物学的モニタリングの実施に関する職務 ・ 作業環境測定や個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリングの結果の評価に関する職務
<p>(4) 作業環境要因による健康障害リスクの評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業環境要因の有害性と作業環境測定や個人ばく露モニタリング等の結果を基にした、健康障害リスクの評価に関する職務 ・ 健康障害リスクの評価結果に基づく対応策の検討、特に改善の必要性、改善の目標、緊急度などに関する助言・指導

(5) 作業環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害化学物質の適切な管理、有害性の低い化学物質への代替等の対策に関する助言・指導 ・ 製造工程の密閉化、排気・換気装置の導入、製造設備の改良等による作業環境改善に関する助言・指導
(6) 環境対策設備等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局所排気装置、換気装置、除じん装置、遮音・消音設備等の維持・管理に関する助言・指導
(7) 酸素欠乏等危険作業の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸素欠乏または硫化水素発生の危険が存在する場所の指定、管理体制の整備、作業方法の決定、作業の管理に関する職務
(8) 一般環境等の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気積、換気、温湿度、採光、照明、騒音等一般環境の測定・改善に関する助言・指導 ・ 休憩・休養施設、食堂、浴室、便所等付帯設備の維持管理に関する助言・指導 ・ 職場の禁煙化、分煙化に関する助言・指導 ・ 寄宿舍等の衛生に関する助言・指導
(9) 作業環境の快適化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な負担で心身の能力が発揮でき、疲労の少ない快適な作業環境の形成に関して、労働生理学、人間工学、産業心理学等の専門的立場からの助言・指導

5 労働衛生教育

労働安全衛生を効果的に推進するためには、安全衛生教育を体系的にかつ組織的に進めていく必要がある。法定および法定外も含め、企業規模、業種、労働者の年齢構成などあらゆる視点から計画的に実施することが望ましい。

労働安全衛生法では教育を労働衛生教育と健康教育に分け、前者については政省令や指針等に対象者、教育の範囲や時間が示されている場合が多いが、これは狭義の安全衛生教育が事業者の責務として位置づけられていることによる。

健康教育は法令では健康増進のための措置として位置づけられているが、一般的には健康管理に関連する教育を総称して用いているので、例示して掲げている多様な健康教育の職務がある。

事業者ならびに管理監督者の安全配慮義務を問う声がより厳しくなり、関心が高まっていることを考慮するとともに、安全配慮義務の履行の対象となる労働者の自己健康管理についての注意義務も当然に求められることから、「安全(健康)配慮義務および自己健康管理義務についての教育」を新たに加えた。

<p>(1) 労働衛生教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定または行政指導に基づいて事業場において必要とする労働衛生教育の確認に関する助言・指導 ・ 労働災害防止団体が開催する労働衛生教育に係る講習会等の情報収集、情報提供、受講勧奨等の助言・指導 ・ 労働衛生教育の企画に関する助言・指導 ・ 作業員、職長・衛生管理者等の管理監督者、経営首脳者その他対象者別の労働衛生教育の実施に関する助言・指導 ・ 教育資料の収集、作成等教育担当者に対する助言・指導
<p>(2) 安全(健康)配慮義務および自己健康管理義務についての教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の安全(健康)配慮義務履行の支援に関する職務 ・ 管理監督者が果たすべき安全(健康)配慮義務に関する教育 ・ 労働者の自己健康管理義務に関する教育
<p>(3) 健康教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康に配慮する職場の風土づくりに関する啓発 ・ 生活習慣病予防に関する健康教育と健康教育に係る資料の作成および担当者の育成に関する職務 ・ 職場におけるメンタルヘルス、自殺予防の教育・研修に関する職務 ・ エイズ、ウイルス肝炎などについての一般的教育に関する職務 ・ 給食従事者への食中毒予防等についての教育に関する職務 ・ 健康診断結果の統計資料に基づく職場単位での健康づくり支援に関する職務 ・ 過重労働による健康障害についての教育に関する職務 ・ 喫煙についての教育に関する職務 ・ 労働衛生週間における教育講演等に関する職務